解散公告

当社は、平成二十七年二月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

島根県出雲市矢尾町九五二番地二

有限会社勝部

清算人　勝部　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

福岡市中央区天神二丁目三番三六号ｉｂｂｆｕｋｕｏｋａビル四〇四Ｂ号

有限会社谷田商店

清算人　中竹　俊美

解散公告

当法人は、平成二十七年二月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

鹿児島市城山町一六番二五号

特定非営利活動法人フリースクール城山の杜

清算人　鶴來やす子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十二月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

岩手県気仙郡住田町上有住字中和田二六番地

農事組合法人小松ブロイラー生産組合

清算人　紺野　平

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年二月二十日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

宮城県岩沼市三色吉字竹倉部三六番地

岩沼市三色吉南土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　照雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年二月二十七日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

仙台市泉区上谷刈字赤坂九番二

仙台市泉中央南土地区画整理組合

代表清算人　本郷　克美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

福井県敦賀市新松島町七一号五の一大和田ビル二階

財団法人若越教育振興会

代表清算人　髙橋　淳

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年二月五日開催の定時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月十一日

山形県鶴岡市覚岸寺字水上一九六番地の一

農事組合法人北京田施設園芸組合

清算人　伊藤　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市太白区長町五丁目三三番地七、最後の住所宮城県仙台市太白区東中田四丁目五番二三号　被相続人　亡　相原　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目四―三〇さのやビル四階　鈴木覚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武田　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市本町三丁目三番、最後の住所神奈川県藤沢市本町三丁目三番一六号

被相続人　亡　本多　葉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

横浜市中区本町三―二四本町中央ビル九階

相続財産管理人　弁護士　狩倉　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県人吉市願成寺町一三四五番地一の三、最後の住所神奈川県横須賀市湘南鷹取五丁目四五番Ｎ―一〇四号

被相続人　亡　青木　利昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

横浜市中区日本大通六〇番地　朝日生命横浜ビル七階　弁護士法人あおぞら法律事務所　相続財産管理人　弁護士　服部　政克

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市木津一四四七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田村　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

富山県高岡市中川本町八番七号

相続財産管理人　佐伯　根里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市西上小阪七六五番地一、最後の住所大阪府東大阪市西上小阪一二番二四号　被相続人　亡　北本　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

大阪府大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階

相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市北八木町一丁目一五四番地一、最後の住所奈良県橿原市北八木町一丁目四番八号　被相続人　亡　豊原　祥光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十一日

奈良県橿原市八木町一丁目六番二三号大和信用金庫八木支店ビル四階

相続財産管理人　弁護士　松岡　康毅

第25期決算公告　平成27年2月17日

東京都台東区松が谷一丁目3番5号

旭ビルウォール株式会社

代表取締役　櫻井　正幸

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,470
	固定資産	112
	資産合計	4,582
負債及び純資産の部	流動負債	2,698
	固定負債	76
	（うち退職給付引当金）	(75)
	株主資本	1,807
	資本金	100
	資本剰余金	1,707
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	1,704
	（うち当期純利益）	(302)
	負債・純資産合計	4,582